

日本国外務省及び農林水産省と

ブラジル連邦共和国農業・畜産省及び農業開発・家族農業省との間の

意向表明書

日本国外務省（以下「MOFA」という。）、日本国農林水産省（以下「MAFF」という。）、ブラジル連邦共和国農業・畜産省（以下「MAPA」という。）及びブラジル連邦共和国農業開発・家族農業省（以下「MDA」といい、これらを総称して「参加者」という。）は、MAFF、MAPA 及び MDA が 2024 年 9 月 13 日に署名した協力覚書並びに独立行政法人国際協力機構、MAPA、MDA 及びブラジル農牧研究公社が 2024 年 5 月 3 日に署名した協力覚書の枠組みに沿って、ブラジルにおける劣化牧野・農地の回復に関する協力を強化する意向を表明する。

この目的のため、MOFA 及び MAFF は、MAPA 及び MDA と協力して、日本及びブラジルの官民のパートナーが提供する土壌改良資材及びバイオスティミラントを利用して、劣化牧野・農地の生産性及び持続可能性の両方を向上させることを目的とした協力プロジェクトの進展に取り組む。

このほか以下の協力を含めることができる。

- a. 劣化牧野・農地の回復に関連する情報及び経験の交換（持続可能な形で健康的な食料を生産するための家族農業に適した解決策を含む。）
 - i. 家族農業に適した機械の開発
 - ii. 循環型経済ネットワークの形成を通じて、回復地域の生産者と消費者の関係改善に向けた連合と協力
 - iii. 回復地域における温室効果ガス排出削減を反映した衛星画像の処理
- b. 農業及び畜産セクターの気候変動緩和に関する官民協力
- c. 技術視察並びにセミナー、フォーラム及び会議の開催
- d. 技術的な情報資料の共同出版
- e. 参加者が必要と認めるその他の形態の協力

本意向表明書は法的拘束力を持たず、参加者にいかなる法的権利又は義務も生じさせるものではない。計画されている全ての活動は、プロジェクト資金の利用可能性並びに日本及びブラジルの官民のパートナーからの支援を条件とする。参加者は、日本語、ポルトガル語及び英語の原本 3 部に署名し、これらの文書は等しい価値、内容及び形式を有する。

2025 年 3 月 26 日、東京にて署名した。

日本国外務省

ブラジル連邦共和国農業・畜産省

岩屋 毅

カルロス・ファヴァロ

外務大臣

農業・畜産大臣

日本国農林水産省

ブラジル連邦共和国農業開発・家族農業省

江藤 拓

パウロ・テイシェイラ

農林水産大臣

農業開発・家族農業大臣